

インサイダー取引調査

Insider Trading Investigation

KPMGは、従業員によるインサイダー取引による信用棄損に際して、ステークホルダーおよび関係省庁に対し、説明責任を果たすための実態調査を支援します。

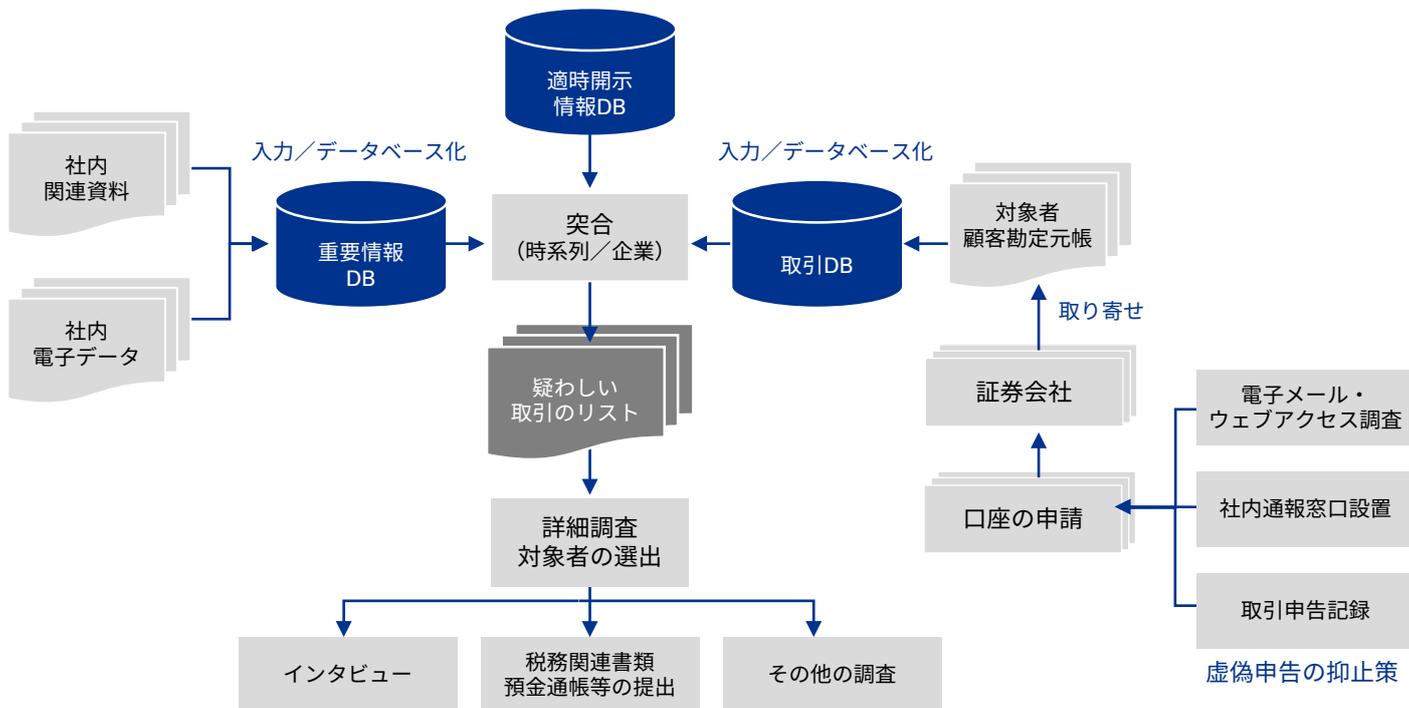
インサイダー取引は、不正を犯した個人の責任だけに留まらず、場合によっては、企業の信用を大きく棄損することになり得ます。特に、証券会社、監査法人、報道機関、投資ファンドといった業種の場合には、ひとたびインサイダー取引が発覚した場合、企業側の情報管理責任が問われるのみでなく、場合によっては、企業としての存続が困難な状況にもなりかねません。

「他の従業員等関係者が、インサイダー取引を行っていないか」、「組織ぐるみのインサイダー取引ではないか」といった疑念に対し、ステークホルダーおよび関係当局への説明を求められるケースも珍しくありません。

説明責任を果たすために必要な、インサイダー取引の社内調査手法

1. 社内の重要情報を特定し、企業別、重要情報別に、発生日時を特定します。
2. 一方で、対象とする社員、従業員を特定し、証券口座の申告を求め、証券会社に依頼して顧客勘定元帳を取り寄せます。(但し、民間企業による調査では、強制力がなく任意提出となります。このため調査対象者が「口座を所有しない」と虚偽の申告をしたり、複数所有する口座のうち一部を隠して申告する可能性があります。こうした虚偽の申告を牽制、防止する為、電子メールやWebアクセス履歴の調査、社内に株式売買の申告制度がある場合は申告記録の確認、内部通報窓口の設置などを併せて検討する必要があります。)
3. 顧客勘定元帳より、取引履歴をデータベース化します。
4. 社内で所有する重要情報の中から、適時開示より前に発生した重要情報を特定します。
5. (3)および(4)を、企業および時系列で突合し、適時開示前に行われた取引を抽出します。
6. (5)で抽出した取引を元に、詳細調査の対象者を特定し、インタビュー、税務関連書類、預金口座の確認など、より詳細な調査を行います。

組織を対象としたインサイダー調査の例



こうした調査では、法律上のインサイダー取引違反のみならず、情報の管理体制やインサイダー防止施策の運用の実態と照らし合わせ、社内規定違反や、コンプライアンス上問題となる取引の有無を検証します。

インサイダー取引調査支援サービス

KPMGは、インサイダー取引調査を、効率的かつ短期間で実施する多くのノウハウと実績を有しています。

データ収集・データ分析の技術と、M&A・企業価値評価等の豊富な経験により、企業内に存在する重要情報の収集、データベース化、調査対象者の取引履歴のデータベース化、重要情報と取引履歴照合システムの構築、照合結果の分析など、短期間に効率的に実施し、社内調査や調査委員会の調査をサポートします。

株式会社 KPMG FAS

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番5号

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

T: 03-3548-5770

E: fasmktg@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 18-5030

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.